

## 平成25年第1回那珂川町議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成25年3月5日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第 1号 人権擁護委員の推薦意見について (町長提出)
- 日程第 7 議案第 2号 那珂川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について (町長提出)
- 日程第 8 議案第 3号 那珂川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について (町長提出)
- 日程第 9 議案第 4号 那珂川町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について (町長提出)
- 日程第 10 議案第 5号 那珂川町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について (町長提出)
- 日程第 11 議案第 6号 那珂川町道路に設ける道路標識の寸法等を定める条例の制定について (町長提出)
- 日程第 12 議案第 7号 那珂川町準用河川管理施設等の構造に関する技術的基準を定める条例の制定について (町長提出)
- 日程第 13 議案第 8号 那珂川町公営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定について (町長提出)
- 日程第 14 議案第 9号 那珂川町ケーブルテレビ施設条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 15 議案第 10号 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する

- る条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第16 議案第11号 那珂川町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第17 議案第12号 那珂川町立学校の設置に関する条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第18 議案第13号 那珂川町障害者自立支援法施行条例及び那珂川町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第19 議案第14号 那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について (町長提出)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	佐藤信親君	2番	益子輝夫君
3番	塚田秀知君	4番	鈴木雅仁君
5番	益子明美君	7番	岩村文郎君
8番	小林盛君	9番	福島泰夫君
10番	川上要一君	11番	阿久津武之君
12番	橋本操君	13番	石田彬良君
14番	小川洋一君	15番	鈴木和江君

欠席議員(1名)

6番 大金市美君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大金伊一君	副町長	佐藤良美君
教育長	小川成一君	会計管理者兼会計課長	鈴木吉美君
総務課長	益子実君	企画財政課長	藤田悦男君
税務課長	小室金代志君	住民生活課長	手塚孝則君

健康福祉課長	郡 司 正 幸 君	建設課長	山 本 勇 君
農林振興課長	星 康 美 君	商工観光課長	塚 原 富 太 君
総合窓口課長	秋 元 誠 一 君	上下水道課長	秋 元 彦 丈 君
環境総合推進課長	佐 藤 美 彦 君	学校教育課長	川 和 なみ子 君
生涯学習課長	小 川 一 好 君	農業委員会 農務局長	小 祝 邦 之 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	増 子 定 徳	書 記	板 橋 了 寿
書 記	岩 村 照 恵	書 記	藤 田 善 久

開会 午前10時00分

#### 開会の宣告

議長（鈴木和江君） ただいまの出席議員は14名であります。

欠席届が6番、大田市美君から出されております。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第1回那珂川町議会定例会を開会します。

#### 開議の宣告

議長（鈴木和江君） 直ちに本日の会議を開きます。

#### 議事日程の報告

議長（鈴木和江君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらん願います。

#### 会議録署名議員の指名

議長（鈴木和江君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、12番、橋本操君及び13番、石田彬良君を指名します。

#### 会期の決定

議長（鈴木和江君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から14日までの10日間としたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から14日までの10日間とすることに決定しました。

### 諸般の報告

議長（鈴木和江君） 諸般の報告を行います。

それでは、諸般の報告を行います。

前期定例会から今期定例会までの報告をいたします。

詳細はお手元に配付してある報告書のとおりであります。主なものを申し上げます。

最初に、栃木県町村議長会関係であります。2月18日、第3回町村議長会議長会議が宇都宮市の自治会館で開催され、私が出席いたしました。会議に先立って、福田知事の県政講話があり、知事から9年後の国体誘致や震災の影響からの復興に向けた決意が述べられました。会議では栃木県町村議長会の来年度の事業計画や予算案が審議され、提出議案の全議案とも原案のとおり可決されました。

次に、南那須地区広域行政事務組合議会定例会についてですが、2月28日、南那須地区広域行政事務センターにおいて平成25年第1回定例会が開催され、一般廃棄物処理施設の技術管理者条例の制定と3条例の一部改正や平成24年度一般会計補正予算、平成25年度一般会計予算、病院事業会計予算など10議案が審議され、全ての議案が原案のとおり可決されました。

なお、平成25年度一般会計の予算額は29億5,400万円となり、前年度に比較して1億4,010万円、5%の増となりました。

主な要因は、消防費が、消防署整備事業費の減及び25年度は消防車両の更新がないこともあり、8,955万5,000円の減となっております。衛生費で平成25年、26年度の継続事業で実施する保健衛生センターのし尿処理施設基幹改良工事などにより、2億3,433万4,000円

の増となったことなどによるものです。

また、病院事業会計の予算額は25億8,016万6,000円となり、前年度に比較して7,434万4,000円、2.8%の減となりました。また、平成25年度的那珂川町の負担金の額は7億6,232万3,000円であり、前年度に比較して3,487万7,000円の減額となったものであります。

以上、主な事項を述べまして、諸般の報告といたします。

### 行政報告

議長（鈴木和江君） 日程第4、行政報告を行います。

町長の発言を許可します。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） 皆さん、おはようございます。

平成25年第1回定例会にご出席をいただき、大変ありがとうございます。

昨年12月26日、第2次安倍内閣が危機突破内閣として発足し、アベノミクスと称する経済対策に最優先で取り組む考えを表明し、スタートを切りました。発足後、大胆な金融緩和を実施するとの見方から円安株高となり、景気回復の兆しが見えてきています。

また、環太平洋戦略的経済連携協定への参加は、聖域なき関税撤廃が前提でないと認められ、参加を表明する方向で進んでおります。

しかし、日本の米や麦、牛肉、乳製品などの農林水産品の関税撤廃などを認めないことを条件として容認することになったとしても、農産物は輸入品としての厳しい競争にさらされるなど、競争力を高める対策が喫緊の課題となってきましたので、今後の動向に注視してまいりたいと思っております。

それでは、ただいまから行政報告を申し上げます。

昨年は、東日本大震災の影響により新春の賀詞交換会を休止しましたが、1月8日、2年ぶりになす南グリーンパルで開催されました。

また、13日には成人式が、さらに各地で太子祭や新年会などが開催されるなど、何事もなく平穏無事に年中行事が開催できることのありがたさを痛切に感じたところであります。

馬頭高校水産科がホンモロコの養殖で水産ジャーナリストの会年度賞を受賞し、生徒たち

が2月5日、町長室を訪れました。ホンモロコは、関西では高級淡水魚として料亭などで唐揚げやマリネなどに利用されておりますが、外来魚の放流で漁獲高が激減し、絶滅の危機に瀕しているとの話であります。沢水が流れ込み、転作のできない湿田でのホンモロコの養殖は、農家にとっても大変期待をしているところであります。今後は本格的な養殖を目指し、温泉街やレストランのメニュー化等、温泉トラフグや八溝ししまるとともに販路拡大に力を注いでまいります。

また、2月6日には、町長室で那珂川町民生委員児童委員協議会、那珂川警察署、那珂川町の3者が地域見守りネットワーク協力の協定締結のための調印式を行いました。この調印は、見守りの情報交換等を行い、お互いの連携を深めることが大きな目的であります。

また、2月14日及び20日、日本郵便株式会社、町内の各新聞配送店、那須南農業協同組合、ヤマト運輸那珂川配送センター等、協力事業団体との協定を締結いたしました。

誰もが地域社会の一員として安心して暮らせる地域づくりを推進するため、地域見守りネットワークの構築に向け、協力関係団体との体制づくりを目指し、取り組んでいるところで

3月1日には、菊池育英会事業引継式がありました。

財団法人菊池育英会は、菊池プレス工業株式会社の創業者であります菊池俊男氏が故郷への恩返しとし、人材育成のために昭和55年に設立し、氏が逝去後も、俊嗣氏がその遺志を引き継ぎ、30年余にわたり町内の進学を希望する学生に返済不要の奨学金を給付してきました。これまでにこの奨学金を利用した高校生並びに大学生は311人に上り、金額にすると、実に1億5,000万円以上もの奨学金を給付する実績を上げております。

町としましては、今後も氏の遺志を引き継ぎ、菊池俊男育英会として町内の進学を希望する学生のために活用させていただき所存であります。

スポーツの分野では、町内の小学生や高校生が卓球やソフトボール、レスリングにおいて、関東大会や全国大会に出場する成績を上げております。昨年9月の定例会にも報告させていただきましたが、このような活躍はまことに喜ばしい限りであり、今月7日に出場者激励会を開催する予定になっております。

終わりに、本定例会には、条例の制定や改正のほか、平成24年度補正予算、平成25年度各会計当初予算など41議案を提出しております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。行政報告といたします。

議長（鈴木和江君） 以上で行政報告を終わります。

一般質問

議長（鈴木和江君） 日程第5、一般質問を行います。

益子明美君

議長（鈴木和江君） 5番、益子明美さんの質問を許可します。

益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番（益子明美君） 改めましておはようございます。

5番、益子明美です。質問通告に基づき、2項目を質問いたします。町長初め町執行部の建設的な答弁を期待いたします。

まず、男女共同参画計画の推進についてお伺いいたします。

平成11年に男女共同参画社会基本法が制定され、その中で、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定する重要課題と位置づけられています。男女共同参画社会の実現は、今日の少子・高齢化社会の進展や国内経済の成熟化など、社会経済情勢の急速な変化に対応するためにも重要な課題であります。

男女共同参画基本法の第14条第1項では、都道府県は男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めなければならないとし、また、第3項において、市町村は男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努力しなくてはならないとされています。

法整備がされて既に14年がたちました。そのような中、昨年10月に那珂川町生涯学習推進計画が策定されました。この計画の中で、男女共同参画の推進について方針が示されていますので、お伺いいたします。

( 1 ) 男女共同参画社会基本法で示されているように、町でも男女共同参画計画を定めるよう努めなくてはならないとされています。町ではいつ計画を策定する考えであるか、平成20年12月定例会一般質問で質問した際は、早期に策定したいと答弁を受けておりますが、それから4年たっています。いまだに策定されていないのはなぜか、お伺いいたします。

( 2 ) 男女共同参画計画の策定に当たって、町はどのような方策を考えているのでしょうか。住民アンケートをとり、町民を策定委員に加えるなどすべきと考えますが、町はどのようにお考えになるか伺います。

栃木県が平成23年3月に作成した男女共同参画プラン3期計画はどのように町の計画に反映されるのか、また、市町村との連携が示されていますが、県とどのような連携がされるのか、また、県からの支援は引き出されるのかお伺いいたします。

那珂川町では、男女共同参画関連予算は組まれていないと把握していますが、参画プランを策定していない町でも広報などの予算は組まれています。職員研修や住民意識啓発などの取り組みはすぐにでも行うべきではないかと考えますが、町はどのようにお考えになるか伺います。

県内の市や町では、男女共同参画を推進する条例を制定しているところがあり、条例制定が女性による市民力アップや成長のかぎを担っていく意識の向上につながっていることを感じています。町でも積極的に条例を制定し、男女共同参画社会の実現で那珂川町の成長を促すきっかけづくりをすべきと考えますが、いかがお考えになるか伺います。

2番目として、在宅医療についてお伺いいたします。

尊厳のある老後、自分らしい老いと死を迎えるためには、高齢者のみならず私たち一人一人が老いをどう考え、自分自身の人生の締めくくりをどう生きるのか、どのように暮らすのかということとかがかわっています。人生の締めくくり方を考えることで豊かに生きられる、どのように老いていくかを選択することで、どんなにか安心することができるであろうと常々私は考えていました。県は第6期の保健医療計画の素案を昨年12月に策定しました。良質な保健医療を提供する体制を確保し、生涯を通じて安心して生き生きと暮らすことができる環境づくりを基本理念としており、新たな政策として、在宅医療の提供体制の構築を目指しています。

つまり、患者が望む場所でのみとり、在宅でのみとりが可能な体制を整えていくことにやっと本腰を入れることになったものと感じています。一人一人が尊厳のある老後とその最期を在宅で過ごすのか施設を選ぶのか、選択できる社会が最も望まれるべき社会であると考え

て質問いたします。

町は、高齢者福祉計画の中で、居宅サービスについて訪問看護などに触れておりますが、在宅医療全般についてどのような考えを持っているのかお伺いいたします。

現在、町では在宅医療を受けている方はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。また、具体的にはどのような形で医療を受けているのかお伺いいたします。

県は、25年度に、各福祉センターごとに在宅医療について連携会議を持つ予定と聞いておりますが、町としてはどのような考え方で臨むつもりであるのかお伺いいたします。

ここ数年の在宅でのみとり件数は把握しているのかお伺いいたします。

最後に、在宅でのみとりが可能な体制づくりと町民への周知が今後必要になってくると考えますが、町の考え方を伺いいたします。

以上、1回目の質問といたします。

議長（鈴木和江君） 町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） 益子議員の第1の質問、男女共同参画計画の推進について、私から第1点目と第5点目の質問にお答えをいたしたいと思えます。

まず、第1点目の男女共同参画計画の策定についてであります。町振興計画の前期基本計画においては、男女共同参画社会実現のための指針として、男女共同参画計画を策定し推進することとしており、益子議員の平成19年12月及び平成20年12月の各定例会における一般質問に対しましても、策定予定であると答弁してきたところであります。

その後、平成23年から町振興計画後期基本計画や教育委員会の点検評価において、策定の必要性が示されたことから、生涯学習推進計画の中に男女共同参画について盛り込み、平成24年10月に策定したところであります。今後、これらを実効性のある内容とするため、来年度から策定に向けて事前準備に着手し、平成26年度を目途に策定していきたいと考えております。

次に、5点目の男女共同参画の推進する条例についての質問であります。県が公表している男女共同参画に関する年次報告によると、平成24年4月1日現在で、県内26市町のうち男女共同参画に関する条例を制定しているのは10市であり、町ではまだ制定しているところがないというのが現状であります。本町といたしましても、現在のところ、男女共同参画に関する条例化ということまで考えておりませんが、先ほども申し上げましたように、計画策定の中で実効性のあるものにしていくよう努力をまいりたいと考えております。

次に、在宅医療についての質問であります。私からは第1点目と第3点目及び第5点目の質問にお答えいたします。

県保健医療計画の素案によりますと、約6割の県民が、病気になっても自宅で療養を望んでいるとあり、患者や家族が希望した場合の終末期医療と介護体制の構築が求められています。

第1点目の在宅医療全般についての質問ですが、平成24年3月に策定した高齢者福祉計画の中で、居宅介護サービスの実績と今後の推計を行い、要介護高齢者の在宅生活を支えるため、24時間対応の定期巡回随時対応サービスを盛り込んだものです。病院での治療が終わって在宅医療に移行する方がふえている中で、訪問看護はますます重要な役割を果たしていくと考えています。また、多くの方が自宅など住みなれた環境での療養生活を望んでおり、県や関係機関などと連携し、在宅医療の提供体制を構築していくことは、超高齢化社会を迎え、重要なことと認識しています。

次に、第3点目の質問ですが、県保健医療計画6期計画の素案の中で、広域健康福祉センターは、管内の市町と連携を深め、在宅医療の医療連携体制の構築及びその推進を図るための積極的な役割を果たすとあり、25年度には県内各広域健康福祉センター内に在宅医療推進センターが設置される予定です。町としても、地域包括支援センターを中心に管内の医療機関、介護事業者との情報交換や連絡調整を図りながら、健康福祉センターとも連携していきたいと考えております。また、難病や精神疾患を持った方に対しては、健康福祉センターとともに支援を行っています。

次に、第5点目の質問ですが、現在でも、地域包括支援センターでは、個々のケースについて、家族、事業者のケアマネージャーサービス担当者、病院等々、経済面で家族関係の調整、関係機関との連絡調整等を行い、それぞれ最適な支援を行っているところであります。

2月23日に在宅医療の人材を養成するための研究会が那須赤十字病院で開かれました。町内から医師、歯科医師、保健師等5名が参加をして、県内の在宅医療の現状、今後の推進上の課題など、グループワークをしていただきました。

その中でも医療、保健、福祉の連携や、在宅医療を支えるサービスの体制づくり、住民への情報提供などの課題が出されたようです。在宅医療についてもまだまだこれからで、条件整備をしているという段階です。当面は在宅ケアについて、病院、主治医、訪問看護ステーション等と連携をとり、在宅医療に向けて取り組んでいきたいと思っております。

また、4月から職員として管理栄養士を採用いたします。在宅の栄養ケアも重要ですので、

今後も相談・指導に当たっていくとともに、町民との周知を図ってまいりたいと考えています。

その他の質問については、担当課長から答弁をさせます。

議長（鈴木和江君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小川一好君） 私のほうからは、第1の質問の2点目と3点目及び4点目についてお答えいたします。

まず、2点目の計画策定に当たっての町の方策についてであります。策定するに当たっては、県の意識調査の結果を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて解決すべき本町における課題を把握し、計画策定の基礎資料とするため、住民の意識調査を行うとともに、社会教育委員等を中心として公募委員を含めた策定委員会を設置するなど、住民の意見を十分に反映できるものとしていきたいと考えております。

次に、3点目の県の男女共同参画プラン3期計画の町計画への反映並びに県との連携についてであります。県の3期計画は基本理念のもと、2つの基本目標と8つの施策の方向により構成されており、それぞれの項目ごとに各種の施策が策定されております。町の計画を策定していく上では、県の3期計画を勘案しつつ、その施策の中で、町と密接に関係する部分につきましては十分反映させていきたいと考えております。

また、県と市町村との連携につきましては、調査研究の成果や収集した情報の提供と共有化を初めとして、職員研修や住民への意識啓発のための講演会等の開催、地域における人材の育成確保のための研修会の開催など、県と共同や役割分担により数多くの取り組みがなされております。

次に、4点目の男女共同参画に係る施策の早期の取り組みについてであります。男女共同参画関連施策としては、改めては予算計上はしておりませんが、男女共同参画の視点から町の施策をとらえてみますと、町広報、あるいはケーブルテレビによる啓発活動のほか、県との共催による研修会の開催やリーダー養成、子育てや介護の相談事業、さらには町の基幹産業であります農業における女性の認定農業者の認定、あるいは家族経営協定の締結などなど、各分野において男女共同参画に関する施策が既に数多く展開されております。

今後は計画を策定する中で、これらの施策を男女共同参画の視点で体系化するとともに、男女共同参画の意識を醸成するため、さまざまな機会を通じて啓発活動を図っていきたいと考えております。

以上です。

議長（鈴木和江君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 第2項目の在宅医療の質問、第2点と第4点について答弁いたします。

第2点の質問ですが、本年度1月末までのケースであります。医師が定期的に訪問し診療を行う訪問診療は、4医療機関で月平均56人、延べ月146回利用しております。

介護保険の訪問看護ステーション、5施設による訪問看護は月平均22人、延べ年間1,275回利用をされております。また、同じ訪問看護で、医療による訪問看護は、24年12月1カ月のデータでございますが、5ステーションで6件、19日間利用されております。

第4点の質問ですが、具体的な在宅でのみとりの人数までは把握しておりません。地域包括支援センターでは、町内の介護事業者ネットワーク会議やひとり暮らし、高齢者虐待などで支援を要する方々を対象とする高齢者受理会議、ケース会議等を開催し、在宅や退院後の新体制を話し合い、情報の共有を図っており、家族や本人の意向を尊重して介護を受けられるよう、支援をしているところであります。

以上でございます。

議長（鈴木和江君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番（益子明美君） 再質問に入らせていただきます。

まず、男女共同参画計画の推進についてですが、計画は26年度を目途に策定していただくということで、目標をきちっと出していただいたので、1年間かけて、十分策定委員会などで協議されて、実効性に富んだものができるというふうに期待しておりますが、1年かけて参画計画をつくるわけですから、この際、条例も一緒にきちんとして、さらに本当に実効性のある、那珂川町にとって市民力アップにつながるような条例をつくっていただきたいと思いますが、条例は今のところ考えていないというお話でしたが、1年間これから計画を考える上で、その中で一緒に条例もつくってはいかがかなと思うんですが、それについてはいかがでしょうか。

議長（鈴木和江君） 町長。

町長（大金伊一君） 答弁いたします。

条例については、町は制定について努力義務なんですね。市は制定する義務があるんですが、しかしながら、これは策定する中において、制定についてはやはり考える必要があるのかなと、そう思っております。

議長（鈴木和江君） 益子明美さん。

〔 5 番 益子明美君登壇 〕

5 番（益子明美君） 確かに努力義務ではありますよね。先ほど、町長から26市町中10市しか策定していないということでした、町としては策定しているところが今まだない状況ですので、逆に那珂川町が先に、計画が遅くなってしまいましたけれども、条例をきちんと制定して、一緒になって計画とともに実行を組んでいくということになると、より那珂川町民にとっていいものになるのではないかと思いますので、計画も1年間かけて策定するわけですよね。条例も一緒に、基本理念をその中に携えていただいて条例をつくるべきと考えますので、ぜひその件について積極的に考えていただければと思いますが、ここで制定しますというお約束はいただけないでしょうか。

議長（鈴木和江君） 町長。

町長（大金伊一君） 25年度から準備をするわけでありましたが、これができてからそれを考えていきたいと、そう思っております。ここで、できる限り制定をしていきたいというふうには考えております。

議長（鈴木和江君） 益子明美さん。

〔 5 番 益子明美君登壇 〕

5 番（益子明美君） はっきり答えていただけないのかなというのが、いつもこのやりとりの中で残念に思うところなんです、計画を1年間、策定委員会の中で皆さん意見を聞きながら策定、またはアンケートをとりながら策定していくわけですから、その中で条例をつくってきちんと制定してくださいという声も上がってくるかもしれません。そういう方が女性の中にはたくさんいらっしゃると思いますので、ぜひそういう声を聞いていただいて、前向きに取り組んでいただければと思います。よろしく願いいたします。

計画をいろいろ策定していただくということで、前向きな答弁をいただいているんですが、幾つか栃木男女共同参画プラン3期計画とリンクしてお聞きしておかなければいけないことがあるのかなというふうに思っています。

3期計画の中で、審議会、委員会などの女性の割合を、県の目標では、平成21年度では26.5%、平成27年度で30%を目標にしております。ご存じだと思いますが。現在、那珂川町はどうであるかというと、平成23年度は全体で18.8%、目標27年度で22.3%というふうにしております。この目標ではかなり低いと思います。既に県の目標からいって、21年度の26.5%にも27年度の目標が達成されておられません。特に、地方自治法第180条の5に係る団

体、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会の割合が、現在41人中6人で14.6%、これは極端に低い数字だと思います。この辺の改善をどのように図られるか、目標数値をアップしていくお考えはないか伺いいたします。

議長（鈴木和江君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小川一好君） 議員ご質問の各選出委員の割合であります。確かに、生涯学習推進計画の中では、県の目標である30%にまでの目標数値は示しておりませんが、これに関しましては、今後策定する推進計画の中で十分検討していきたいとは思っておりますが、ただ、この段階での目標数値に関しましては、まず、うちのほうの町の審議会、委員会における女性の登用の各団体、委員会につきまして25団体あるわけでありまして、そのうちまだ10団体に女性の委員がないというような状況であります。その部分に1人ずつでも女性の委員を選出いただいて、まず、その各委員会、団体等についての女性の割合を上げていくということを重点目標としたということが、今回の生涯学習推進計画における推進でございます。

確実な部分としての目標として、その部分を重点的に今後進めていきたいなということでありましたので、県の目標からは若干少ないことではあります。そんな形での目標設定をしたものであります。

なお、男女共同参画計画の中では、再度審議の中で、目標値等については設定していきたいと考えております。

以上です。

議長（鈴木和江君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番（益子明美君） 町の生涯学習推進計画の中で、平成23年度は53人で、27年度の目標63人、10人アップさせたのは、全然いない団体10団体に1人ずつ女性を配置できるようにということだと思っておりますけれども、今、課長の答弁の中で、さらにそれよりもたくさんの女性委員を登用していく考えを計画の中に盛り込んでいただくということなので、そのようにしていただきたいと思いますが、具体的に、地方自治法202条の3に係る団体の中で、女性に合うような団体というのか委員会というのが結構たくさんあるかと思っております。

女性がない10団体に重点的に入ってもらいたいということも1つですが、女性のきめ細やかな意見を入れていくのがふさわしいような委員会というのが結構あると思っております。学校給食センターとか、それから図書館協議会とか、そのほか民生委員推薦委員会とかあると思う

んですが、この辺、女性向きの委員会に多くの女性委員を配置していくという考え方はあるのかどうかお伺いいたします。

議長（鈴木和江君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小川一好君） 特に女性が配慮できる委員会という部分は、今ご指摘のとおりかと思いますが、それぞれの改選時期に向けまして、そちらのほうについても努力していきたいなというふうには考えます。

ただ、今の中で、特に図書館協議会などについては10人中6人ということで、既に6割という形になっておりますので、今後策定する中で、そういうものについても、特に女性に向ける中での委員会というものを検討していきたいというふうを考えております。

議長（鈴木和江君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番（益子明美君） 審議会、委員会などの女性の割合はなるべく計画の中で、県の目標である30%を達成できるような目標で計画を立てていただくことをお願いしておきます。

それから、県民の意識調査の話が先ほど答弁の中で出てきたと思いますが、社会全体での男女の地位が平等になっていると感じる人の割合が若干増加しているけれども、その一方で、夫は外で働き妻は家庭を守るべきという考え方について、賛成の意見が半数近くあるというのが栃木県の意識の状況らしいんですね。これは内閣府の全国調査と大分乖離していると。さらに、栃木県の中の山間部であるここの那珂川町の意識というのも、もしかしたら調査してみるとかなりパーセンテージが上がってくるかなというふうに思います。それは、その意識がどうして根強く残っているのかということを考えて、そういう考えでは男女共同参画社会が推進できないということがありますので、男性優位の慣行の見直しを図るとともに、男女平等の意識を浸透させる必要性があると思っています。

このことに関して、先ほど、県との連携で講演会とか研修をしているというふうにおっしゃっていましたが、多分、本当に意識というのは、那珂川町の中でなかなか男女共同参画に関する意識が高揚してこないということがあると私は思っているんで、ぜひ町が主催となった、そういった講演会や広報に対する取り組みをするお考えがないのか、町主催でそういうことをしないのか、お伺いいたします。

議長（鈴木和江君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小川一好君） 議員おっしゃるように、特に意識調査の中では、まだまだ女性は家、男性が外というような意識の調査結果が出ております。この辺につきましては、分

析する中で、やはり従来の農業社会といいますが、そういうふうな形の中で、労働力はどうしても力の強い男性というような状況から、その意識が生まれてきたものというふうに推察しますけれども、そんな中で、現在女性の社会進出が非常に多くなってきている中で、またその意識の改革までは至っていないというのが、全国的なものでも、特にその中でも栃木県、さらにはまだ調査をしておりませんが、那珂川町あたりでもやはりそういうふうな状況がさらに強くなるのかなというのは、議員ご指摘のとおりかと思えます。その中で、特に今危惧しているものにつきましては、男女共同参画がどういうものかというのが一番わかってきていないという中で、啓発活動が重要視されてきているというような状況になると思えます。

そんな中で、先ほども一部触れましたけれども、既に事業の中としては取り組んでいるものの、男女共同参画の視点からとらえなければならぬ部分が多々ございます。そういうふうなところから見直す中で、広報活動等について重点的に主体的にこれから進めていきたいと。それとあわせて、町主催の事業につきましては、住民の意識高揚を進める中で、順次計画を進めていければというふうに考えております。まず、男女共同参画という形での意識の高揚、そちらのほうを重点的に啓発していければというふうに考えております。

以上です。

議長（鈴木和江君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番（益子明美君） 町独自の取り組みをしませんかということの質問だったんですけども、研修会、講演会でなくても、課長がおっしゃったように、男女共同参画はどういうことかということがきちんと把握されていないような状況が見受けられると、意識の高揚ということに関しての啓発、それから勉強会みたいなものを町独自で立ち上げる、考え方をみんなと共有していくというものをひとつ町独自で考えていただくようなお考えはありますか。

議長（鈴木和江君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小川一好君） 今後計画策定する中で、どういうふうな形での町独自の施策がとれるかということを検討していきたいと思いますが、その中でも、先ほど申し上げましたように、町独自での事業等につきましても、男女共同参画の視点という部分を目標あるいは趣旨として位置づけまして、男女共同参画の事業という形でのそこら辺の実行が行えるような形で、それぞれの分野で再構築していきたいなというふうに考えています。

以上です。

議長（鈴木和江君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番(益子明美君) 今の答弁だとはっきりわからないのですよね。やるのだからやらないのだから。町長はどうですか。町長、どういうふうにお考えになりますか。町独自として男女共同参画が意識としてきちっと醸成されていないというような状況があるようにも考えられると。住民アンケートをとって、策定委員会が始まったときにそういうような状況があったときは、ぜひ町独自の意識の啓発なりをする講演会または研修会、そういったものを県と共同ではなくて、町独自としてやるお考えはないか、お伺いいたします。

議長(鈴木和江君) 町長。

町長(大金伊一君) 本当にこれは意識がまだまだ低いということでございますので、やはりそういう勉強会とかそういうものは、これはぜひやらなくてはならない、やるべきだと、そう思っておりますし、その方向で進んでいきたいと思っております。

既にやっているところもあるんですね。農林振興課なんかでは男女共同参画をしようということで、家族協定とか、そのほかいろいろやっているところもあるんですけども、こういう町民全体とした意識の高揚といいますか、そういうものはないので、今後そういう課題については前向きに進めたいと思っております。

議長(鈴木和江君) 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番(益子明美君) 町長から前向きな答弁をいただいたので、町独自としても共同参画計画を策定していく中で、事業として取り上げていただくということで理解してよろしいんでしょうか。よろしくお伺いいたします。

それでは、続いて、在宅医療について再質問させていただきます。

町の在宅医療についての考え方を伺いました。町長も町民の方たちの6割以上が自宅での療養を望んでいるということを鑑みて、在宅医療の充実に取り組みなくてはいけないというような考えをお示しいただいたと思いますが、現実、それでは今、町として在宅医療が十分な状況にあるのかということをお考えますと、決して十分な状況ではありません。先ほど、24時間の訪問介護、24時間対応の随時サービスを盛り込んだ訪問介護について、これは介護保険のほうでやっていくというお話だったのでしょうか。計画の中では盛り込まれていないと思うんですけども、高齢者福祉計画の介護保険第5期事業計画の中で、24年から26年度の整備医療としては、要するに24時間というと夜間対応型訪問介護というのに当たるのかなというふうにお考えですけども、それは整備未定というふうになっているので

すよね。この辺どういうふうにお考えになっているのか。24時間の訪問介護をしていただける状況にあるのであれば、例えばひとり暮らしの方でも在宅で療養ができるということになってきます。この辺、24時間、夜間対応型訪問介護の実現というのは、26年度までの整備計画の目的として考えているのかお伺いいたします。

議長（鈴木和江君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） ただいまお話がありました24時間の対応につきましては、今期第5期の事業といたしまして、介護保険事業の中で国から新しく提示されたものでございました。当然、先ほど来、町長も答弁で申し上げましたように、そういった必要性は十分認識しておりましたので、計画の中で盛り込んだわけでございます。ただ、そういった実際の事業者等につきましては、まだその時点では確保の見込みはございませんでしたので、具体的にどうかというふうな数字は挙げられていない形になっております。

しかしながら、先ほど来、県のほうで、なるべく早い時期に県の健康福祉センターを中心にそういった支援組織ができる、あるいは町外でもありますが、訪問看護を実施されている事業者さんがあると。それから先ほど件数的も申し上げましたように、実際に利用されている方はまだごく少数ですが、いらっしゃるような状況でございますので、そういったのを含めまして、いろんなケースに応じて対応できるように、これから推進をしてまいりたいと思っております。

議長（鈴木和江君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番（益子明美君） 26年度までの整備目標として、新たに24時間対応の介護サービスを前向きに検討していくということでご答弁いただいているという理解でよろしいでしょうか。

それとともに、先ほど、在宅医療を受けている方がたくさんいらっしゃいましたよね。訪問看護などもトータルで1,275回というような数値が出てきました。その中で、訪問看護の医療は6件というお話がありましたけれども、これは具体的にどういったところからなのでしょう。昨年は那須烏山市に訪問看護ステーションあいさんが設立されましたよね。そちらとの連携からの6件であるのか、まず、お伺いいたします。

議長（鈴木和江君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） この件につきましては、具体的には5施設でございますが、西那須野マロニエ訪問看護ステーション、それから那須赤十字訪問看護ステーション、那須町にある訪問看護ステーションりんりん、とちぎ訪問看護ステーションくろばね、訪問看護

ステーションあいさんの5施設で、各1件くらいずつでございますが、病院で診療されて、その後、療養生活に入るという中で、病院からの紹介といいますが、そういった中で利用されている。あるいは1件につきましては、精神医療、そういった方で利用されている方です。

議長（鈴木和江君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番（益子明美君） 他市町から訪問看護を受けているという位置づけでしたよね。近いところに那須烏山市に訪問看護ステーションができたということは、この那珂川町にとっても訪問看護を必要としている人にとっては本当にすごくうれしいことだというふうに思っています。

ただ、今の状況だと、那須烏山市の訪問看護ステーションの地域指定が那須烏山市に限定されているということで、現在、那珂川町に来るには交通費がかかっているということを聞いています。介護の面で交通費がネックになって、利用したいんだけども利用できないというような状況があるというふうにも聞いています。例えば、那珂川町の町内まではキロ15円なので、1回375円ぐらいで、東部地区、大内とかそのあたりに行くと615円かかるというふうに言われています。じきに地域指定というのが解除して、那珂川町も含めた訪問看護をしたいという要望もあるように聞いていますので、その期間まで、暫定として交通費の一部を町として負担することができれば、もっと訪問看護を利用できる方がふえて、安心した療養生活が在宅で送れることと思うんですが、その辺、交通費の一部負担ということを町として考えられないか、お伺いいたします。

議長（鈴木和江君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 議員ご指摘のとおり、エリア指定がございまして、というふうな問題がございます。いろいろ制度上の問題もございますので、そういった措置がとれるかどうか、検討させていただければと思います。

ただ、情報によりますと、あいさんについては、4月以降職員を増員されて、エリアを拡大されるような情報等もいただいているんですが、確認しながらご協力お願いするようにしてまいりたいと思っています。

議長（鈴木和江君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番（益子明美君） 私は先日、訪問看護ステーションあいさんの横山さんにお伺いしたときは、いつからという話はまだされていなかったんです。現在の状況はこうであると、訪問

看護を希望されている方でも、そういったケアマネさんの話によると、交通費が負担で、本当は受けたいんだけども受けられないよねという話があるということを知っている、ぜひこの辺は、4月以降エリアが拡大すれば、本当にすぐ利用できていいんですが、それがもしかしたら数カ月延びる可能性もありますよね。その辺をよりよいサービス提供を那珂川町の利用者さんに利用していただくためにも、ぜひ前向きに考えて調整していただければと思います。要望しておきます。

それと、尊厳のある老後ということをお初にお伝えしているんですが、尊厳ある老後のために、その施策を制度化することができないかということをお考えます。つまり、まず自分の老い方と人生の締めくくり方を考え、学ぶ機会がまず必要かなというふうにお思っています。自分がどういふふうにお老いていって、最後はどこに行っておどのように最期を送りたいかということをお、どういふサービス提供があつて、どういふことなら自分が選択できるのかということをお結構知らない人がたくさんいるとお思うんですね。

訪問看護ステーションの横山さんの話ですと、那珂川町では、自宅では亡くならはけないとお思っている方がたくさんいらっしゃる。自宅で亡くなると警察を呼ばなくてはけないんじゃないかとお思っている方がたくさんいらっしゃるんです。でも、そうではないんですよ。医療機関から紹介されて看護師さんが訪問看護をしますよね。そういった場合は、ずっとその方が医療の提供を受けているということがありますので、決してそのような事態にはならない。そういったサービス提供があるのに知らない方もいらっしゃる。

そういったことを那須烏山市では4回ほど住民の方に周知をする機会をいただいたそうなんです。那珂川町でもそういったことを住民に周知できる機会をお与えていただければなとお思うんですが、そのきっかけとして、民生委員さんに訪問看護ステーションあいさんの横山さんのお話を聞いていただく、在宅でのみとりについてのお話を、また、自分の老後、終末期医療のあり方について考える勉強会としてとらえていただく機会をおつくっていただけないかとお思うんですが、それについてはいかがでしょうか。

議長（鈴木和江君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 大変いいアイデアをおいただきまして、ありがたいとお思います。実は今、民生委員のほうでも来年度の研修等について検討しておりますので、できればそういった中でお取り上げていただけないかというふうなことで、お話をしてみたいとお思います。できれば実現したいとお思っています。

議長（鈴木和江君） 益子明美さん。

〔 5 番 益子明美君登壇 〕

5 番（益子明美君） 昨年、南那須地域医療を守る会で、医療、福祉に関するシンポジウムが行われましたよね。そのときに、訪問看護ステーション代表ということで横山さんのお話をされましたね。そのときの感想が、自分の老いと死について考えるいい機会をいただいたと、みとりについて考える本当にいい機会をいただいたという感想がたくさん寄せられたんですね。そういったことを具体的に家族の問題、そして自分の問題としてとらえていけるような機会を、ぜひまず手始めに民生委員さんの会議で開いていただいて、町民全体にそういった考えが行き渡り、そして、自分はどのような選択をしたいのかということ、そして選択ができるのかということ判断する材料にさせていただければというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

それから、尊厳ある老後の施策として、十分自分がどのような選択ができるかということに関して、施策の中で、先ほど述べました夜間対応型の訪問看護もそうですが、もう一つ、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせるなどの複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせるサービスというのが必要になってくるのかなというふうに思っているんですが、複合型サービスに関しては、介護保険第 5 期事業計画の中では、24年から26年の中で検討というふうになっていますよね。具体的にどのような検討がされるのかお伺いいたします。

議長（鈴木和江君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 複合型サービスにつきましても、今回の計画で新たに盛り込まれた内容でございましたので、内容等につきましても、どの程度までどうなのかというようなこと、あるいは町内の施設、あるいは先ほど来の訪問看護、24時間体制がとれる施設等につきましても現在のところまだございませんので、先ほど来お話ししておりますように、在宅医療の問題、当然、介護と医療、密接に結びついた中での議論になってまいりますので、そういった動き等と連動させながら、町として、ある程度条件が合って出そろった段階で検討していければと思っております。

議長（鈴木和江君） 益子明美さん。

〔 5 番 益子明美君登壇 〕

5 番（益子明美君） 在宅医療の中で、具体的にそういった事業の展開が早い段階で整備されていくことが、私もこれから老後を考えていく上で本当に安心につながるものかなというふうに思いますので、ぜひ積極的に整えていただくようお願いしておきます。

在宅医療が充実して、自宅で終末期を迎えることができるということになりますと、入院によって多額の治療費がかかる終末期医療、延命治療が行われなくなって、医療費が減るということも考えられるんですね。実際、長野県などでは、こういった在宅医療、福祉が充実されていて、医療費の高騰を抑えているという実績があります。施設ももちろん必要であります。そういった在宅医療、在宅福祉の充実が医療費の高騰を抑えることにもつながりますので、充実させていただくことをお願いしたいと思いますが、その辺、医療費のこと等踏まえて、町長にお伺いしたいと思いますが、積極的にこういった在宅福祉に関して施策をとっていただくというお考えはあるでしょうか、お伺いいたします。

議長（鈴木和江君） 町長。

町長（大金伊一君） 終末医療を自宅で、本人にとっては安心できる一番重要な環境であるというふうに思います。そういう意味で、いろんなリスクがありますけれども、そういうリスクをできるだけ、これから町としてもそういう点についてなくすように努力してまいりたい、そのように思っております。

私もいろいろ、親を亡くしたりなんかしておりますけれども、自宅で亡くなるということをやはり希望しているんですね。ですから、そういう意味で、自宅で安心して終末を送れるような体制づくりについて、なお一層努力してまいりたいと思います。

議長（鈴木和江君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番（益子明美君） 私も介護をした経験から、那珂川町には往診、またはみとりをしてくださるお医者さんがいて、それに関しては本当に助けられているということを実感しています。そういった先生が24時間対応で、電話1本で駆けつけてくださるというのが本当にありがたいことというふうに感じていますが、そういった先生に頼り切りですと、本当に先生も疲弊する一方で、この先どういふふうになっていくのかなというのが、先生の体も心配ですし、医療体制としても心配なところであります。那須烏山市で訪問看護ステーションもできましたし、ぜひ那珂川町にも訪問看護ステーションが立ち上げられるような、そういったことも踏まえながら、在宅医療を積極的に推進していただくことをお願いしたいと思います。

尊厳ある老後に向けて、自分の老い方と自分の最期のあり方を選択できるような医療と福祉がある社会の実現に邁進していただけるようお願い申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（鈴木和江君） 5番、益子明美さんの質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は11時20分とします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

議長（鈴木和江君） 再開します。

益子輝夫君

議長（鈴木和江君） 2番、益子輝夫君の質問を許可します。

益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

2番（益子輝夫君） それでは、2番、日本共産党の益子輝夫でございます。ただいまから、提出しました質問の要項に沿って質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

今回は、3点で質問いたします。

1番目は、アベノミクスと三本の矢についての町長の考え方、町長の所信というのを伺いたいと思います。

世間では、報道を含めてアベノミクスと三本の矢がもてはやされていますが、本当に我々の生活がそれでよくなるのかという、多くの町民も疑問を持っていることだと思います。確かに、金融緩和ということで株が上がりましたけれども、株が上がったといっても、我々一般庶民には何ら、経済効果は何のあれも出ていないの実態だと思います。経済の6割を占める消費がほとんど低迷している。そして、働く人たちの賃金がここ十数年全く上がっていないどころか下がり続けている。世界経済の中で、こんな国は日本だけあります。いろいろな政治評論家、経済評論家も口をそろえて、今やらなければならないことは働く人たちの賃金を上げることが大事だと。どんな人も口をそろえて言っています。それほど今、日本の働く人たちを含めた国民の懐は冷え切っていると思います。

そういう中で、アベノミクスとか三本の矢と言われていますが、我々の生活とは全く無縁

な状態じゃなくて、本当にまさにさらにそれがひどくなっていく。昨年暮れの総選挙で、自民党と公明党で3分の2以上の325議席を占めた結果になりました。多くの国民が望む平和、経済対策や社会保障はよくなるのか。原発をなくして自然エネルギーの切りかえが進むのか。戦争放棄をうたう憲法9条はどうなるのか。消費税増税やTPPの加盟問題、または地方公務員の給与削減など、その他もろもろの面が地方行政に問題として大いにかぶさってくると思います。

町長もけさの挨拶で言いましたように、TPPの問題もしかりだと思います。関税障壁ということではなっていますが、最初からそんなことは問題にするのではなくて、話し合いの中で、交渉の中で出してもいいというだけで、米や必要な食料品の関税をなくす、最初からそれを関税の対象にするというようなことは、一言も日米共同声明には書かれていません。本当に国民をばかにしたような、本当に国民をだましたようなことであると思います。当選した自民党の議員の二百数十人の中で200名以上がTPP反対ということで当選しているのが実態であります。そういう中で、国民の期待や声を裏切るような形が今政治として進められている。

そういう中で、地方公務員に対する給料の削減、これは国家公務員と同様に、今まで地方公務員の給与も削減されてきたと思います。そういう中でさらにやるということは、地域経済に対して大きな影響があると思います。そういう点で、そういう中で町政を担うトップとして、町長がこれからどういう方向でどういう考えで町の行政を担っていくのか伺いたいというふうに思います。

第2点目は、今、安倍内閣のもとで生活保護基準の引き下げが行われようとしています。これは、生活保護基準が下げられると、生活保護を受けている家庭だけではなくてそのほかの福祉施策へも影響があるということで伺いたいと思います。住民税の均等割非課税世帯は生活保護の基準を参考にして決定していることになっている。国保料も非課税世帯の9,000円から課税世帯になると1万9,500円にはね上がる。介護保険の自己負担限度額は2万4,600円が3万7,200円に上昇、障害者・児や難病の医療費も引き上げられる。就学援助は保護基準のほぼ1.3倍以下の世帯が、生活福祉資金は1.8倍以下の世帯が活用できる基準になっている。

介護保険料や利用料の減免、障害者自立支援料の減免を初め教育や福祉、介護など、生活保護基準をめやすにして利用条件が設定されている。生活保護基準が引き下げられれば最低賃金も下げられ、暮らしも押し下げられると思います。町として、これらの問題にどう対応

するのかを伺いたいと思います。

最後の3点目なのですが、大金町長が就任して3年が過ぎ、4年目に入っていますが、町民の安心・安全をモットーに、町民の声を聞き、町政懇談会などを開き、一定の声を聞き、そういう機会を設けてきたことは事実であります。そして、企業誘致や温泉トラフグ、また、八溝ししまるなど開発しているということで、前進面もあつと思います。特に、この不景気の中で企業誘致、雇用確保したということは大きな前進ではないかなと私自身は思っています。

しかし、一応町政懇談会を開いて、町民の意見を聞いたことは事実ですが、それがどんなふうにかかされているのか、また見える形になっていないと。それと、町民の間からも、町長の顔が見えないという声も多く聞かれています。その辺は結局、町長のトップとしての決断力が見えないんじゃないかなというふうには私は思います。そういう点から踏まえて、いろいろなことをやってきたけれども、まだ中途半端ではないかなという気はします。

1期4年間で全てやるというのは難しいと思いますが、今後、庁舎建設、また、消防庁舎の問題もあります。ますますこれから情勢が厳しくなる中で、11月5日に町長の任期が満期になるわけですが、次期の町長選に出馬するのかどうかを3点目として伺いたいと思います。

1回目の質問を終わります。

議長（鈴木和江君） 町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） 私から第1点目と第3点目の質問にお答えしたいと思います。

まず、第1点目のアベノミクスと三本の矢についてであります。アベノミクスとは、現在の内閣総理大臣安倍晋三氏が掲げる経済対策のことです。安倍プラスエコノミクスから来る造語のことでありまして、安倍総理の経済対策ということになると思います。その内容は、デフレが続いている日本の経済をどういうふうにかしたいということで、ある一定のインフレに向かわせようという政策だと思えます。

具体的な内容についてはまだまだ不透明な部分が多くありまして、町としましては、国の施策をでき得る限り取り入れ、町の振興、活性化に向けて取り組んでいきたいと思っております。

経済対策や社会保障、自然エネルギーへの転換につきましては、制度の充実、地方経済の活性化を期待しているところであります。また、憲法9条や消費税増税、TPPの参加などのご質問については国の問題でありますので、ここで答弁は差し控えたいと思えます。

次に、私の進退に関する質問についてお答えしたいと思います。

私は平成21年11月に協働のまちづくり、行財政改革、安心・安全のまちづくりの3点を選挙公約に掲げ、町長に就任してから3年4カ月が経過をいたしました。

まず、第1点の協働のまちづくりですが、早速平成22年3月に、協働のまちづくり推進計画を策定をいたしました。その中で実践されているものとして、地域住民と馬頭高校水産科、宇都宮メディア・アーツ専門学校などと行政の産学官連携によるホンモロコの養殖や温泉トラフグの商品開発と、それぞれの分野で那珂川町をステージに、遺憾なく発揮していただいております。八溝ししまるの本格販売とあわせまして馬頭温泉郷などで提供され、全国に発信されるなど、町民を元気づける話題となっております。

また、産業振興と新たな雇用創出を図ることを目的に、企業立地促進条例を制定いたしました。これが桜乳業やタテヤマ、県北木材協同組合などの企業の進出により雇用拡大につながっていることは、大変意義深いものと考えております。

次に、2点の行政改革であります。まず、就任早々、みずからの町長給与の30%カット、副町長、教育長の10%カットを実施しました。また、行政組織のスリム化を推進するに当たり、実情に即した職員の削減を実施してまいりました。平成24年3月、第2次行財政改革推進計画を策定しましたので、今後、行政サービスの低下を招かない範囲で、行政効率化の進展とあわせて、さまざまな行財政改革の推進を進めてまいりたいと思います。

次に、3点目の安全・安心のまちづくりでは、東日本大震災によって被災した公共施設や道路、上下水道などの復興・復旧に全力を注いでまいりました。また、住民への情報伝達の手段として、停電時にも対応できるバックアップシステムを備えた屋外拡声装置を設置しました。さらに、町独自の災害支援制度を創設し、被災家屋復旧の一助としての活動を図ります。

最後に、被災した役場庁舎建設がまだ残っておりますが、消防庁舎建設とあわせて平成25年度中に方向性をつけてまいりたいと考えております。また、新たな交通システムとしてデマンド交通システムを確立し、高齢者が軒先から不自由なく目的地まで外出できる交通システムとして定着してまいりました。さらに、子育て支援では、中学生までの子ども医療費の無料化を実施してまいりました。

以上、私が選挙公約に掲げた項目はほぼ達成し、成果を上げてきているところでありますが、少子・高齢化の波はスピード感を強め、人口減が急速に進んでいるのが現実であります。アクセスの悪い那珂川町にとって、働く場所の確保や人口減を食い止めることは、一朝一夕

には解決できず、根気強く取り組まなければなりません。那珂川町の住民が生き生きと将来に希望を持って安心して暮らせるまちづくりが永遠のテーマであると思っております。

今後も、このことを肝に銘じて、町長職に当たっていきたくと考えております。

町民の方々からは、私に対してさまざまな意見や批判、また叱咤激励などがありますが、私の信条は、皆さんの意見を幅広くお聞きし、それらを集約、精査をし、町政に反映をさせております。見方によってはいろんな評価もあるとは存じますが、今後もその考え、姿勢は変わりはありません。先ほども申し上げましたが、役場庁舎と消防庁舎建設の道筋がまだ立っておりません。

今の段階では、私に与えられた期間において、道筋をつけることに傾注することが私の最大の責務であると認識しております。今後の進退についての発言は控えさせていただきたいと思っております。

第2点目の質問については、担当課長から答弁させていただきます。

議長（鈴木和江君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 2点目のご質問にお答えいたします。

生活保護につきましては、那珂川町の場合、県那須福祉事務所が所管し、保護の決定をしております。議員ご指摘の生活保護基準の引き下げに関しましては、新聞等によりますと、政府は生活保護費のうち、月々の日常生活費に相当する生活扶助の基準額について来年度から減らす方針を決めたと報道しております。しかしながら、まだ県や町に詳しい資料は届いておりません。現段階での詳しい見解は申し上げられません。今後の推移を注視していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

2番（益子輝夫君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、第1点で伺いたいと思っております。

国政の問題ということも言われましたけれども、TPP一つとっても非常に大変ないろいろな問題があると思います。1つは、やっぱりこの那珂川町にとっても非常に重要な資源である農業の収入源の問題もあると思います。米の自給率が、TPPをやられると1割以下になっちゃうんですね。国産の米が食べられないんですね。そういう状況もあります。そして、穀物の自給率が今でさえ40%あって、39%と、そしてTPPがやられると13%になるとい

う、これは国の試算でも出ていますよね。そういう点で、栃木県の資料でも、栃木県の農家が9割はなくなってしまうんだということが言われています。

やっぱり那珂川町においてもしかりだと思います。そういう状況で、町の財政がいろんなところでそういうあれに影響してくると思います。収入源も本当に断たれてくるというような状況があると思います。農林業の割合が非常に強い我が町で、こういう米、農業の問題が深刻な状況になってくるのは、もう目に見えていると思います。日本の農業の100倍の面積を持つアメリカ、1,500倍の面積を持つオーストラリアと太刀打ちできるわけがないんですよ。そういう中で、国政の問題だからといっても町の状況にかかわってくる、そういう点で、我が町の農業がどうなってくるか、林業が本当にどうなってくるかを本当に考えなければならぬというふうに思います。

それともう一つは、T P Pに関したことです。食の安全ということで、残留農薬問題が本当に日本の制度は厳しいということで、ポストハーベストということで、収穫後の散布ということで、アメリカが手間がかかるのでそんなことはやらせるなというような注文もしています。それと、一番問題なのは、遺伝子の組みかえがアメリカの農産物はかなりやられているということですね。そういうものを輸入させられるということです。

本当にT P Pはただ単に農業だけじゃなくて、医療の分野でも、今、日本には国民皆保険制度というのはあるんですが、これがなし崩しにされる。アメリカの産業が入ってきて、そういう制度が壊されるという実態もあります。日本医師会もこれに反対しています。栃木県の医師会ももちろん反対しています。本当に医者にかかりたくてもかかれない、今後、診療ということになりますと、お金がかかるということで、窓口で金を払わなければかかれないような状況があります。アメリカではお医者さんに運ばれると、どこの保険に入っていますかということで、保険によって入れなかったり、また、保険に入っていなければもちろんお医者さんにかかれないという状況があります。まさに金次第ということですね。医療もそういう状況がT P Pではやられるということが見られます。本当に食、医療、あらゆる面で大変な状況になってくるのがT P Pの問題だと思います。

あとは、労働者、働く人たちの雇用の問題もあります。外国の企業が参入してくれば、本当に安い労賃でさらに働かされる。たたかれて、安い労働力になってしまう。それと、那珂川町でもこれから庁舎や消防庁舎などやるわけですが、こういう官公の仕事が外国企業にとられる可能性もあるわけであり。そういう点で、このT P Pだけ見ても、我が町の状況と全く関係ないというような状況ではなくなるというふうに思います。

私たちが暮らしていくのに、安全の問題、平和の問題一つとっても、全く国のあれが関係ないということではないと思います。国の予算、政策によって市町村の行政が進められているのも実態だと思います。そういう中で、国のやっていることだから、それに対しては云々ということをおっしゃいますが、それによって、国の政策などによって大きく影響されるのが今、町の実態だと思います。

地域自治3割の自治体とよく言われますけれども、幾ら地方自治法がかわって国と市町村が対等の関係、また協力関係にあっても、財源というのは国によってほとんどにぎられていると。その中での3割自治という中で、いろんなところで、国の行政によって市町村の行政が左右されるという状況があります。地方自治法の改正によって上下の関係はなくなったと言われていますが、残念ながら、まだまだそういう状況にはなっていないのが現実だと思います。

そういう中で、外交の問題、内政の問題を見ても、本当に国民の懐が痛くなるようなことをやらなければ今の景気を回復することはできないと思います。さっきも申しましたけれども、経済の6割を占める消費が冷え込んでいるんですね。買いたくても買えない。スーパーなど行っても本当にわかりますよ。私も時々行くので、買い物を見ていると、一たん買ったんだけど、また戻すという人は結構いるんですね。特に高齢者の方。あとは、レジのところへ来て、金が足りなくなって、また物を返しにいくという高齢者の方を何人か見ますよね。そのくらい生活を切り詰めているという状況の中で、買いたいものも買えない。

確かにアベノミクスとさっきも言いましたけれども、金融緩和したって、我々の懐がふえるわけじゃないですね。株主の人にはそれなりのあれがあるでしょうけれども、現実はどうじゃなくて、やっぱり日銀に金をつくらせて、債権を買って、市中銀行にその金を与えるわけで、その金は本当は景気がよければ企業に回るわけでしょうけれども、企業も景気が悪くて、とても金を使う状況じゃない。まして大企業は内部留保を260兆円もため込んでいますから、そんな金はあてにしなくても十分やっていけるわけですね。

そういう中で、町民も含めてですけども、国民の所得が本当にふえない。発達した資本主義国の中で、ここ十数年間、全く給料が上がらないどころか給料が下がる一方、そして非雇用と言われる働く人たちの待遇が本当にひどい状況になっている。年間の収入が200万円以下という人が1,000万人以上になってきているという状況があります。車をつくっていても車に乗れない、車を買えない、そういう若い青年がふえています。本当に夢のない話です。そういう状況の中で、農業問題一つ見ましても、牛肉の輸入緩和で、またいろいろな問題が

出てきています。飼料代が上がっちゃったり、えさ代が上がっちゃったり、大変な思いをして、今、育てているんですけども、牛肉の輸入緩和で、これもまた大変な状況になってきているということ、牛を飼っている人たちからも聞いています。そういう中で、これからの町政、どういうふうにやっていくのか、本当に大変だと思います。その辺で町長の考えがありましたら、伺いたいというふうに思います。

議長（鈴木和江君） 町長。

町長（大金伊一君） これは国の問題でありまして、これは町として、対応を具体的にはどうするのかというようなことですが、まだ国の施策が示されていませんね。そういうことで、これは国がちゃんとした施策が示された時点で対応してまいりたいと思います。

しかしながら、私としては言いたいことがあります。例えば、ＴＰＰの問題ですね。これは私個人の考えでございますけれども、これは我が町においては、農業は基幹産業でありますから、ご承知のように、ここは米が主体ですね。関税が778%かかっております。これがゼロになりますと、これは大変なことになります。非常にもう太刀打ちできない、こういう中山間地域の農業は特に太刀打ちできないと思うんですね。そういう意味において、国は所得補償したいと、こう言っていますけれども、これは財政的な問題で、いつまで続くかわからないし、そういうことで、私としてはこの問題については危機感を持っているところであります。

また、アベノミクスの金融政策ですが、これは景気がよくなったという実感は、賃金とかが増加して、雇用の増加が一緒になって初めて得られるものだというふうに思います。産業界全体が賃金を上げられるように早くなってほしい。そうなるのには二、三年の期間は必要なんじゃないでしょうか。そういう意味で、デフレになると物価が上がりますから、そういう点で、早く物価の値上がりとともに賃金も上がっていただかないと、これは大変なことになるなというふうに思っております。

この点については国の政策なので、この辺にしていきたいというふうに思います。

議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

〔２番 益子輝夫君登壇〕

２番（益子輝夫君） 確かに、言われるように国の政策なんですけれども、さっきから言っているように、地方自治体に与える影響が物すごく大きいということですね。ＴＰＰ問題一つとっても、本当に大変だと思います。この前の国会で、我が党の議員が質問して、結局260兆円もの内部留保があるというのは、国際的に見ても日本の企業だけなんですよね。リ

ーマン・ショックでも日本の企業が一人勝ちしているんですよね。それなのに賃金を上げないという、本当にひどい状況があるんですよね。十数年賃金が上がっていないですよ。少なくとも世界では、資本主義の中で2回は賃金が上がっているんですよね。日本の企業は全く上げていないんです。上げていないどころか下げているというのが実態なんですよね。それが及ぼしている影響というのは大きいと思いますよ。年間の収入が60万円も少なくなっている、あるいは地方公務員においても、公務員の給与の引き下げで何だかんだで100万円近く減っているんだということをこの前も質問しましたがけれども、そういう状況の中で地方の経済が本当に疲弊してきている。さらにはいい方向に向かわせてもいい方向になんかには向かないと思いますよ。

そういう点で、町としてもそれなりの対応を考えていかないと、町長が言うように安心・安全のまちづくりと言いますが、さっき益子明美議員も質問していましたが、老後のことも心配です。さっき質問していましたが、本当に死ぬ場所を選べない、自分が思ったところで死ねないという人はたくさんいます。年寄りに限らず、将来に対して夢が持てない、希望が持てないという人は結構いますよ。そういうことを町のトップとして、また行政として、どうしたらいいかということを考えていかなければいけないのが町政を担う者のあれだと思います。

そういう点で、要望になりますが、今度の安倍さんの政策の中でも、利用できるようなあれがあるのであれですけども、1つには、さっき町長も触れましたけれども、雇用の問題で、地場産業に力を入れてきたということと同時に、工場を誘致してきたということですけども、今度3月いっぱい、中小零細企業に対しての金融円滑化法案がなくなっちゃうんですね。要するに、中小企業に金を貸し出す制度があったんですけども、それがなくなっちゃう。そうすると、借りることができないんですね。那珂川町でも中小零細企業が雇用し、地域の活性化ということで大きな役割を果たしていると思います。地場産業を初め、四、五人から何十人と雇っている企業もあるわけですね。

そういう点で、そういう事業者に対しての財政的な援助とか支援をしていかないと、本当に大変な状況になると思います。ある企業の経営者に聞いたんですけども、給料を払ってやっとなど。ボーナスは借金して払うというような状況があるそうです。ボーナスといっても小遣い程度ですけどもねと言っていますけれども、そういう思いをしながらも、地域で頑張っている雇用の抱えているわけですね。地域の活性化ということで、自分の仕事だけじゃなくて、いろんなことに事業主の人は頑張っています。そういう点でも、町独自にそういう人

を救う意味でも、また、雇用を確保する意味でも頑張ってもらいたいと思います。

あとは、公共事業に関して、今度、安倍内閣によって15カ月の予算が立てられたわけですが、元気臨時交付金の仕組みによる財政を活用したらどうかなと思うんですが、その辺で考えていましたら、答弁お願いしたいというふうに思います。

議長（鈴木和江君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） この後の一般会計の補正予算のほうに絡んできますけれども、平成25年度で実施予定でありました馬頭小学校の体育館の耐震補強大規模改修、これが約1億3,750万円については、平成24年度の国の経済対策を活用して前倒しで実施しております。またその後、3月補正、これから行うものでございますが、農業基盤整備促進事業費、それから地方道路交付金事業費、76号線関係とか、それから小川小学校の施設整備費等々で経済対策の予算を計上しております。よろしく願いいたします。

議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

2番（益子輝夫君） ありがとうございます。

ぜひそういう使える面もあるので、使っていただきたいと思います。耐震工事とか、そういうのにも使えるというので、ぜひ利用していただきたいと。8割の償還とか100%ということもありますので、ぜひその辺を活用していただきたいというふうに思います。

では、2番目の質問に入ります。

直接町が関係しなくても、やっぱりその恩恵というのを受けて生活している方が何人もいます。これは町の資料なんであれなんです、生活保護者の数なんです、これは25年、ことし2月12日現在です。121世帯ということですが、やっぱり生活保護基準が下げられると影響が出てくる世帯が出てくると思います。それと、国民健康保険の軽減税世帯がかなりあるんですね。7割と5割軽減、2割軽減、合わせますと1,500世帯からあるんですね。これもやっぱり生活保護の基準が引き下げられると、これだけの世帯が影響を受ける。全部受けるわけじゃないですけども、やっぱり受ける世帯が出てくると思います。そういう点の手当てを考えなければならぬんじゃないかなというふうに思います。あとは町県民税の非課税者数が6,406人いるんですね。こういう人たちにも影響してくるわけですね。全部ではないですけども。そういうのに対して町がどういう対応をとるのか。私はやっぱり今から考えておかなければならぬんじゃないかなというふうに思います。

それと……

議長（鈴木和江君） 益子輝夫君に申し上げます。

一問一答方式で進めていただかないと、こちら答弁もありますので。

2番（益子輝夫君） 2番目です。すみませんでした。

就学援助を受けている世帯が100近くあるんですね。だからこういう点でも、いろんなところで生活保護基準の切り下げをやられると、町民の中でもいろんな人たちが影響を受ける実態があります。そういう点で、今まだ考えていないようですが、やっぱりこれは何とか手当てしていかないと大変な問題になるんじゃないかというふうに考えます。その点で、何らかの手は打つ考えはあるのかどうか、伺いたいというふうに思います。

議長（鈴木和江君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 今の質問の中で、生活保護世帯が121というお話でしたが、世帯数では86でございます。人数的に121ということでございますので、ひとつご訂正をお願いしたいと思います。

それから、先ほど報道の続きでございますが、6日の報道ですが、5日に生活保護の引き下げに伴い、就学援助や保育料の免除など、ほかの生活支援制度にできる限り影響が及ばないように対応する方針、これが政府で決めたというような報道でございますので、先ほど申し上げましたように、それらの推移を注視して見ているという状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

2番（益子輝夫君） 課長の言われていることはわかるんですが、やっぱり町が決めるんじゃないといっても、町が意見を述べることはできるので、特に町長に伺いたいんですが、保育料については町長の権限で減免をすることができると思うんです。その辺で、町長はどう考えているのか伺いたいというふうに思います。

議長（鈴木和江君） 町長。

町長（大金伊一君） なかなかここで即答はできませんけれども、現行でいきたいと、そう思っております。

議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

2番（益子輝夫君） 現行でいくということの答弁なんですが、さっき町長も言ったように、子育て支援、中学生までの医療費の無料化、これは本当に喜んでますよ。できるならば、

窓口で支払わなくても済むように、手続きなくとも済むようにしてもらいたいという声があります。でも、みんな本当に助かると言っていました。そういう点で、保育料のほうも現行維持ということで、若い人たちの子供さんを抱えている、特に親御さんたちは本当に大変です。就学援助の話もしましたけれども、学校の教科書とかが無料になっても関係費が年間二十数万、あるいは30万円かかるというんですね。まして今、学習塾とかそういうのに行っている方が多いですから、そういう点でも、就学援助制度と同時に保育料の減免措置も、現行を何としても守っていただきたい。そして、できれば拡大して、一人でも多くの方が安心して子供さんを預ける、また子供さんを学ばせられるようにしていただきたいと思います。

これは余談なんですが、子供さんを持っている親の人で、シングルマザーという言い方はちょっとおかしいかもしれないですけども、本当に大変なんですね。片親で子供さんを育てるとするのは。仕事を2つくらいか3つも4つも持っているという人がいるんですよ。コンビニで2回働いて、あとは夜、そういうお酒とか食堂になんか行って働いているとか、3つも4つも回っている人が、私は2つというのは聞いているんですが、3つも4つも回っている人がいるんだよと。本当に体を壊しちゃうと。それと同時に子供のことを面倒をなかなか見られない。子供と話し合う場ができないというのがあります。そういう点でも、経済的に支えてやると同時に、そういう人たちに対する支援制度を強化していただきたいというふうに思います。

町長から非常に前向きな答弁もあったので、この問題は終わりにしたいと思います。

最後に、町長の再出馬はまだ考えていないということですが、私もいろいろこの場で批判もしてきましたけれども、町民に対して非常に姿勢の低い町長だということで、なりたてから評判はよかったです。そういうのを生かして、本当に町民に聞く耳を持つということは大事だと思います。ただ聞くだけじゃなくて、それを実行する。そして、町民の負託に応えるのがトップの姿勢だと思います。そして、それは1人ではもちろんできないと思います。執行部があってできるものであって。町民が主人公なんですから、そのあれを忘れないで、ぜひとも町民が主人公の町政を進めていただきたい。

次期についてはまだ考えていないと言われていますが、私もいろいろなうわさと、そういうのも聞いていますので、また、町民からも次期はどうなんだというような話もあちこちで、行けば町長選の話になります。そういうことでいろんな話が出ているので、ここで取り上げさせていただきました。

庁舎と消防庁舎とありますが、議会としても、9月までには基本的な計画をまとめる方向

で今やっていますけれども、この前、全員協議会でも出されたと思うんですが、副町長が参加していたので、報告を受けておわかりだと思うんですが、きょうは庁舎問題のあれはまた別にしますけれども、そういう点で、もう一度再度確認したいと思いますが、今の段階で、次期町長選に出る、出ないはまだまだ決めないのか、それとも近いうちに決めるのか、その辺は、決めるとしたらいつごろまでに決めるのかを伺って、私の質問を終わりたいと思いますが。

議長（鈴木和江君） 町長。

町長（大金伊一君） いろんな意見、大変ありがとうございました。

この問題については、後援会とか、あるいはいろんな方からご意見を得て判断をしたいと、そう思っております。次期についてはまだ考えておりません。いつ決断するんだということについては、まだ考えておりません。

議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

〔 2 番 益子輝夫君登壇 〕

2 番（益子輝夫君） ありがとうございました。

まだまだ時間はありますが、私の質問は以上で終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（鈴木和江君） 2 番、益子輝夫君の質問が終わりました。

以上で一般質問を終了とします。

ここで休憩します。

再開は13時30分とします。

休憩 午後 零時 0 4 分

再開 午後 1 時 3 0 分

議長（鈴木和江君） 再開します。

議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第6、議案第1号 人権擁護委員の推薦意見についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第1号 人権擁護委員の推薦意見について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと定められております。

今回、人権擁護委員として推薦いたします薄井秀雄氏は、平成25年6月30日で退任されます薄井忠恵氏の後任でございます。薄井秀雄氏につきましては、地域における人望も厚く、人格識見ともに高く、人権擁護委員として適格者でございます。今回議会のご意見をいただき、法務省にご推薦申し上げ、法務大臣が委嘱することになっております。

なお、現在、薄井忠恵氏を除く当町における人権擁護委員の方々をご紹介申し上げますと、高林和男氏、堀江喜代美氏、長山宣弘氏、渡邊恵子氏、藤田悦子氏、石川周一氏の6名でございます。

ご賛同いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 人権擁護委員の推薦意見については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号及び議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第7、議案第2号 那珂川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、日程第8、議案第3号 那珂川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、この2議案は関連がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第2号 那珂川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、議案第3号 那珂川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の制定は、平成23年に公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、これまで国が定めておりました指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を各自治体の条例で制定することとされたことに伴うものであります。

条例の内容は、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに係る基準について、介護保険法の規定に基づき定めるもので、平成25年4月1日適用するものであります。

なお、以降の地域主権改革一括法に関する議案については、地域主権改革一括法に伴う改正と読み上げますので、ご了承願いたいと思います。

内容の詳細については担当課長に説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（鈴木和江君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 補足説明をいたします。

説明資料、那珂川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の概要をごらんください。

条例制定の目的ですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行、介護保険法の改正に伴い、厚生労働省が定めることとされていた高齢者施設及び介護サービス事業の人員、設備、運営基準等について、各自治体の条例により定めることになったためです。

現在も、事業者が介護保険の地域密着型サービスを提供するためには、サービスの種類ごとに町の指定を受けなければなりません。4月1日以降に申請する場合には、この条例の基準により町が審査し、指定をすることになります。

条例の内容につきましては、介護保険法及び厚生労働省令を基準に栃木県条例との整合性を図っております。

議案第2号の那珂川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例ですが、この条例は、要介護1から5の認定を受けた方が利用する地域密着型サービスについて規定をしたものです。

第1章、総則は、介護保険法による地域密着型サービス事業の基準等を規定することの趣旨、用語の意義、事業の一般原則等を定めています。

第2章、定期巡回・臨時対応型訪問看護、第3章、夜間対応型訪問看護、第4章、認知症対応型通所介護、第5章、小規模多機能型居宅介護、第6章、認知症対応型共同生活介護、第7章、地域密着型特定施設入居者生活介護、第8章、地域密着型介護老人施設入所者生活介護、第9章、複合型サービス、各章いずれもサービスの基本方針、人員、設備、運営に関する基準等を定めるものです。

続きまして、議案第3号 那珂川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてですが、要支援1、2の認定を受けた方が利用する地域密着型サービスについて規定をしたものです。

第1章、総則、第2章、介護予防認知症対応型通所介護、第3章、介護予防小規模多機能型居宅介護、第4章、介護予防認知症対応型共同生活介護について、内容等につきましては、議案第2号第1章、第4章から第6章までと同様でございますので、説明を省かせていただ

きます。

以上、提案理由の補足説明といたします。

議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

石田彬良君。

13番（石田彬良君） ただいま説明いただきましたけれども、説明資料の中で、議案第2号のほうで、当町において施設の名前が載っておりますけれども、この載っている名前以外にも施設があるんですが、例えば、名前を言ってよいのか悪いのかわかりませんが、八溝の里とかありますけれども、あと何カ所か、この名前に載っていない施設がありますが、それはどの項目の中に入るのかお伺いいたします。

議長（鈴木和江君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 今のご質問ですが、居宅介護のための施設につきましては、県のほうの指定になっております。町の指定はあくまでも地域密着型ということで、今ここに準用してあるものが町で基準を定めていくと。それから、名前が出ました施設等につきましては県の基準に基づいて、県が指定をするというようなシステムになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（鈴木和江君） ほかにありませんか。

石田彬良君。

13番（石田彬良君） そうすると、これに書いていない施設は、県の認定の施設ではないということなんですね。

議長（鈴木和江君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 今の町の指定ではないということです。

13番（石田彬良君） 了解しました。

議長（鈴木和江君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

なお、採決は1件ごとに行います。

議案第2号 那珂川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号 那珂川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第9、議案第4号 那珂川町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第4号 那珂川町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の制定は、平成24年5月に公布されました新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、町の新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等を行う組織としまして、対策本部を設置するためのものであります。

内容の詳細については担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（鈴木和江君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 補足説明をいたします。

本条例につきましては、新型インフルエンザ等特別対策措置法に基づきまして、町で条例を定めるということになっておりますので、制定をお願いするものであります。

第1条、目的につきましては、那珂川町新型インフルエンザ等対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的として設定をするものでございます。

第2条、組織につきましては、本部長、副本部長、本部員等の組織、それから構成等について記述をしたものでございます。

第3条につきましては、組織の中に部を設けることができるという規定でございます。

第4条につきましては、雑則でございまして、各条に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定めるとしたものでございます。

附則は、この条例の施行日を規定したものでございます。

よろしく願いいたします。

議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号 那珂川町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第10、議案第5号 那珂川町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第5号 那珂川町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

地域主権改革一括法により道路法が改正され、地方自治体が管理する町道の構造の技術的な基準を条例で定めることとされたことに伴い、本条例を制定するものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（鈴木和江君） 建設課長。

建設課長（山本 勇君） 補足説明を申し上げます。

道路法が改正されたことに伴い、これまで道路構造令で定められていた全国統一の技術的基準について、道路管理者である地方公共団体が地域の実情に応じて条例を定めることとなり、政令を参酌して新たに道路構造の技術的基準について条例の制定を行うものであります。

条例の道路構造の技術的基準につきましては、道路構造令にきめ細かに定められています。また、地域の実情に応じた幅広い運用が可能になっているため、町において国道、県道の項目を除いて、道路構造令を準用して条例を定めるものであります。

条例の内容であります。第1条の趣旨では、町道の新設または改築する場合における道路の構造の一般的基準を定めることを規定したものです。

第2条の定義では、この条例で使用する用語の意義について、道路法及び道路構造令の例によることを規定したものです。

第3条の道路の区分では、道路構造令第3条の規定を準用することを定めたものです。

第4条から第14条では、車線、路肩、歩道などの道路構成に関する部分を定め、第15条から第27条では、設計速度、曲線半径、縦断こう配などの道路線形の設計に関する部分を定め、28条から43条では、道路構造物、附帯施設について定めたものであります。

なお、附則は施行日を定めたものであります。

以上で補足説明を終わります。

議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号 那珂川町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第11、議案第6号 那珂川町道路に設ける道路標識の寸法等を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第6号 那珂川町道路に設ける道路標識の寸法等を定める条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

地域主権改革一括法により道路法が改正され、地方自治体が管理する道路に掲げる道路標識の寸法等を条例で定めることとされましたことに伴い、本条例を制定するものであります。

内容の詳細については担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、議決賜りま

すようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（鈴木和江君） 建設課長。

建設課長（山本 勇君） 補足説明を申し上げます。

同じく道路法が改正されたことに伴い、これまで政令で定められていた道路標識のうち寸法及び文字の大きさについて、道路管理者である地方公共団体が地域の実情に応じて条例を定めることとなり、条例を制定するものであります。

条例の道路標識については、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令で定められており、策定に当たり、本町独自の基準として規定する地域的な特殊性もないことから、参酌すべき基準である命令を準用し、条例を定めるものであります。

第1条の趣旨では、町道に設ける道路標識の寸法などについて必要な事項を定めることを規定したものです。

第2条の用語の定義では、この条例で使用する用語の意義について、道路法及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の例によることを定めたものです。

第3条の道路標識の寸法等では、道路標識の寸法や大きさを規則で定めることを規定したものであります。

なお、附則は施行日を定めたものであります。

以上で補足説明を終わります。

議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号 那珂川町道路に設ける道路標識の寸法等を定める条例の制定については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第12、議案第7号 那珂川町準用河川管理施設等の構造に関する技術的基準を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第7号 那珂川町準用河川管理施設等の構造に関する技術的基準を定める条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

地域主権改革一括法により河川法が改正され、地方自治体が管理する準用河川管理施設等の構造に関する技術的な基準を条例で定めることとされたことに伴い、本条例を制定するものであります。

内容の詳細については担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（鈴木和江君） 建設課長。

建設課長（山本 勇君） 補足説明を申し上げます。

河川法が一部改正されたことに伴い、これまで政令で定められていた準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準について、河川管理者である地方公共団体が地域の实情に応じて条例を制定を行うものであります。

準用河川の管理については、河川管理施設等構造令にきめ細かに定められています。条例の制定に当たっては、参酌すべき基準である構造令を準用し、定めております。

条例の内容につきましては、第1章、総則、第2章、堤防、第3章、床止め、第4章、堰、第5章、水門及び樋門、第6章、橋、第7章、伏せ越し、第8章、雑則まで、それぞれの規定を定めたものであります。

なお、附則は施行日を定めたものであります。

以上で補足説明を終わります。

議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号 那珂川町準用河川管理施設等の構造に関する技術的基準を定める条例の制定については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第13、議案第8号 那珂川町公営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第8号 那珂川町公営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

地域主権改革一括法により公営住宅法の一部が改正され、地方自治体が設置する公営住宅等の整備に関する基準を条例で定めることとされたことに伴い、本条例を制定するものであります。

内容の詳細については担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、議決賜りま

すようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（鈴木和江君） 建設課長。

建設課長（山本 勇君） 補足説明を申し上げます。

公営住宅法の一部が改正されたことに伴い、町が設置する公営住宅等の整備に関する基準を条例で定めることになり、国の公営住宅等整備基準を参酌基準とし、同様の内容を制定するものであります。

第1条は趣旨、第2条は定義、第3条は健全な地域社会の形成、第4条は良好な居住環境の確保、第5条は費用の縮減への配慮、第6条、第7条は位置の選定、敷地の安全等、第8条から第11条は住棟、住宅、住戸の基準、住戸内の各部について、第12条から第17条は共用部分、附属施設、児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路について規定を定めたものであります。

なお、附則は施行日を定めたものであります。

以上で補足説明を終わります。

議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

橋本 操君。

12番（橋本 操君） 第7条と10条なんですが、7条はがけ崩れの問題が載っているんですが、谷田の町営住宅がありますよね。あそこは那珂川とあれしますと、相当落差がありますよね。あそこは、町としてはどのような考え方をしているのかなということが1点と、あと、10条の公営住宅の面積、25平方メートル以上とすると、那珂川町としてはこれは全部25平方メートル以上あるんですか。この2点を確認します。

議長（鈴木和江君） 建設課長。

建設課長（山本 勇君） 第7条のがけ崩れのおそれがあるということで谷田住宅、これにつきましては、那珂川の東側ががけになっているということだと思います。今回の条例につきましては、今まで国の公営住宅法に基づいて設置してきたんですけども、今回の条例でそういうことを定めて、そういった危険な箇所には住宅を建てないように今回の条例を制定するものですから、これからつくるところについては、そういうところは十分に7条関係、敷地の安全について調査しながら建てていくということになると思います。谷田住宅については、現在、前の段階で、前もそういったことを検討して設置したと思いますので、がけ地

のほうは多分問題はないのかと私は思っております。

それと、第10条関係の25平方メートル以上とするということですが、これについても、これまで何カ所か町営住宅がございますが、今までつくった中については、ちょっと大きさについて把握していないものですから、調べまして、後で報告するというところでよろしいでしょうか。

〔「わかりました」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号 那珂川町公営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第14、議案第9号 那珂川町ケーブルテレビ施設条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第9号 那珂川町ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

那珂川町ケーブルテレビ施設につきましては、平成21年4月に供用を開始し、約4年が経過いたしました。一昨年3月11日の東日本大震災時には、携帯電話や民間電話会社の電話回線による通話ができず、多くの方々が苦慮されたことを思います。このことを鑑みまして、平成25年度の新規事業として、災害などの緊急時に、確実かつ明確な情報通信を行うために告知端末機に電話機を設置し、町民が安全で安心な暮らしができるよう、防災のための情報通信連絡網の構築を目的として、防災告知端末電話設置事業を実施することといたしました。

今回の改正は、本事業の実施に当たり、ケーブルテレビ施設条例上、有線電話機を宅内器具として定義するものなどであります。また、インターネット接続サービスについて、利用者に提供するサービスを充実するための条例の改正であります。

内容の詳細については担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（鈴木和江君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 補足説明をいたします。

お手元にお配りしてあります新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと思います。

第2条第12号につきましては、有線電話機を宅内機器として用語の定義を定めるものでございます。

第9条第1項は、加入者に対して有線電話機1台を無償貸与することを定めるものでございます。

第10条は、音声告知放送受信機に設置いたします無償貸与の有線電話機を制限するものですが、ただし書きについては、加入者が有線電話機を使用する場合を規定するものでございます。

続きまして、新旧対照表の2ページをごらんいただきたいと思います。

第19条の別表第2のインターネット接続サービスの利用料等についての改正でございます。インターネット接続サービスにつきましては、ホスティングサービスをクラウドサービスに移行することにより、利用者に提供するサービスを充実することによる改正でございます。

追加機能サービスのうち、メールアドレスのセキュリティ対策サービスにつきましては、セキュリティ対策をバージョンアップいたしまして、基本サービスの中で対応することによりまして、削除することといたしました。

次に、メールボックス容量追加サービスの追加容量の対応、5メガビットから1ギガビットとし、最大容量を500メガビットから10ギガビットに改正するものであります。

いずれも利用料金についての改正はございません。

附則は施行日を定めたものであります。

以上で、補足説明を終わります。

議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

石田彬良君。

13番（石田彬良君） 参考資料の1ページですが、先ほど説明いただきましたが、有線電話機、これはどういったものか、ちょっともう少し細かくご説明いただきたいのと、それから、2ページのセキュリティ対策サービス、これが削除になったということは、別にこれは削除にしてもセキュリティ対策は今までどおりやるということなのか、それと、3つ目は、容量のサービスの単位なんですけど、この単位がちょっとわからない人もいると思うんです。ですから、ちょっと細かにご説明いただければありがたいなと思います。よろしく願います。

議長（鈴木和江君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 電話機につきましては、先ほど申し上げましたように、告知電話機に直接接続する形であります。ですから、今までの加入電話とはまるっきり別ということで、あとは、高齢者もおりますので、文字盤等も大きなもので単純なものを採用したいと思っております。これにつきましては、専用回線ですので、町内は全て無料という形になります。昔でいうと、有線電話という形になるかなと思います。

それから、ウイルスの関係でございますが、ウイルスにつきましては、皆さんもウイルスバスターとかノートンとかいうのが入っているかと思いますが、独自のサービスを今まで400円で町で行っていました。それを廃止をいたしまして、標準サービスという形にいたしますので、逆に申し上げますと、今まで皆さんが加入しているウイルスバスターとノートンは必要ないのかなと。二重に入っていることは問題ないと思いますので、契約期間はそのままでもいいと思いますけれども、必要ないのかなということで、サービスのアップということでございます。

それから、メールボックスの容量でございますが、500を1ギガということで、大容量の動画等の画像を受信できるという形になります。今までの200倍になるかなと考えております。

以上です。

議長（鈴木和江君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号 那珂川町ケーブルテレビ施設条例の一部改正については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第15、議案第10号 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第10号 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

条例別表に掲げています非常勤特別職の委員等について、新たに地域おこし協力隊及びスクールカウンセラーを加え、また、公務災害補償等に関する条例の廃止に伴い、認定委員会委員並びに審査委員会の削除及び児童館廃止に伴う運営委員並びに館長を削除するものであります。

内容の詳細については担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（鈴木和江君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） 補足説明を申し上げます。

参考資料の新旧対照表をごらんください。

今回の改正は、非常勤特別職の委員等について、追加、削除の4項目の改正があります。

まず、第1点目に、これまで町の条例において対処してきた非常勤特別職の委員の公務災害補償等の認定、審査等の事務が平成24年4月から栃木県総合事務組合の共同事務となりました。このことから、今定例会での関係条例の廃止とあわせて、認定委員会委員及び審査会委員の項目を削除するものであります。

第2点目に、総務省の地域おこし協力隊制度を活用し、地域外の人材を地域おこし協力隊として委嘱し、地域の問題解決や取り組みに対して支援、協力していただくことを目的に設置するものであり、月額16万円の報酬を定めるものであります。

第3点目に、本年度末をもって児童館を廃止することに伴い、児童館に関する児童館運営委員及び児童館長の項目を削除するものであります。

最後の第4点目として、小学校の児童や教員、保護者に対し、カウンセリングを実施していくことを目的に、町として独自に設置するため、月額3万5,000円以内の報酬としてスクールカウンセラーの項目を加えるものであります。

附則は施行日を定めたものであります。

以上で補足説明を終わります。

議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 参考資料の中に説明があったんですが、地域おこし協力隊が新たに加わって月額16万円とありますが、その仕事の内容、また、出勤日数とかその辺を説明していただきたいというふうに思います。

議長（鈴木和江君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 先ほどの補足説明の中にもありましたように、総務省の補助といたしますか、特別交付税に算入になるものでございます。上限で1隊員につきまして350

万円というのが上限です。内容的には、町として考えているものを申し上げますと、木の駅プロジェクト関係でできれば1名、それから入り込み客数の増加、交流人口の増加の関係で1名ということで、2名を導入できればいいなと思っております。参考までになんですが、この条例が制定されましたら、設置要綱を定めます。設置要綱に基づきまして募集要項を定めます。募集要項の中で、どのような形の方を募集しますよという形にします。10月をめどに1カ月程度の募集期間を設けて、面接、採用、平成26年4月を目途にしております。

以上です。

議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） もっと具体的に聞きたいのは、相手が年齢とか男女別とか考えているのかその辺も伺いたいと思います。

議長（鈴木和江君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 具体的には要綱等で定めるものですから、まだですが、少なくとも二十歳以上の方ということです。男女につきましては、考えてございません。都会の方が地域に来て、やる気がある方でしたらどなたでもという形でやっていきたいと思っております。

以上です。

〔「了解」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第16、議案第11号 那珂川町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第11号 那珂川町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公共団体の議会及び長による適切な権限の行使を確保するとともに、住民自治のさらなる充実を図るため、昨年9月に地方自治法の一部が改正されました。この改正に伴い、公聴会に出席する者や参考人招致への実費弁償を規定する当該条例について、地方自治法引用条項を整理、改正するものであります。

内容の詳細については担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（鈴木和江君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） 補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方自治法の改正に伴い、本条例の条項を整理するものです。

参考資料の新旧対照表をごらんください。

本条第1条本文及び第7号の改正は、農業委員会等に関する法律の引用条項を項まで規定したもの。第1号の改正は、字句の整理であります。第2号の改正は、地方自治法第100条第1項に後段が加えられた改正によるもの、第3号及び第6号の改正は、地方自治法に規定されていた常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の設置規定が第115条の2に集約改正されたことにより、条項を整理改正したもの、また、第3号の改正には、参考人について本会議にも呼ぶことができるとされた改正に伴い、町議会を明記したものであります。

附則は施行日を定めたものであります。

以上で補足説明を終わります。

議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第11号 那珂川町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第17、議案第12号 那珂川町立学校の設置に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第12号 那珂川町立学校の設置に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

小川地区小学校の統合につきましては、平成21年12月に統合検討委員会を設置し、今後の小川地区小学校のあり方を検討いただき、答申に基づいて、平成24年4月に町の統合方針を定めました。昨年4月には、小川、薬利、小川南のそれぞれの3小学校の保護者の皆さんに統合方針を説明を申し上げ、6月には各学校区ごとに住民説明会を開催し、学校再編に係るご意見、ご要望をいただいていたところでございます。

また、9月には、薬利小及び小川南小学校において保護者説明会を開催、10月には廃校となる薬利小及び小川南小学校区の行政区ごとに説明会を開催して、統合にご理解を得られるよう努めてきたところでございます。

説明会では、地域の皆さんの一部からは統合反対の意見もありましたが、保護者の皆さん及び大半の住民の皆さんからは、子供たちの将来を考えれば、統合はやむを得ないのご意見をいただきました。これらの経過を踏まえて、本年1月下旬には小川地区小学校の統合推進について学校区ごとに住民説明会を開催し、また、2月1日には3小学校合同によるPTA説明会を開催し、統合推進についてご理解とご協力をお願いしたところでございます。

各地域の皆さんにとっては、学校は地域のシンボルでありよりどころでもあり、学校がなくなるということは大変寂しいことであることは十分理解できますが、町の少子化の現状を考えると、断腸の思いで統合を進めなければならないと考えます。また、地域の皆さんに支えられてきた学校ですが、将来ある子供たちの教育を最優先に考えて、教育環境を充実させるといった観点から、統合を進めたいと考えております。

今後、統合に向けて、統合準備委員会を設置して、スムーズな統合ができるよう、保護者や地域の方々のご協力をいただきながら協議、準備を進めていくこととなりますが、今回小川地区3小学校の統合に際し、那珂川町立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例を提案申し上げる次第であります。

改正の内容については、那珂川町立学校の設置に関する条例別表中の那珂川町立薬利小学校及び那珂川町立小川南小学校の項を削除するものです。

なお、附則は、この条例の施行日を3小学校の統合期日となる平成26年4月1日とするものです。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号 那珂川町立学校の設置に関する条例の一部改正については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第18、議案第13号 那珂川町障害者自立支援法施行条例及び那珂川町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第13号 那珂川町障害者自立支援法施行条例及び那珂川町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の一部改正は、町障害者自立支援法施行条例及び町重度心身障害者医療費助成に関する条例を改正するもので、平成24年6月に公布されました地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律により、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改められることに伴うものであります。

内容の詳細については担当課長に説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（鈴木和江君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 補足説明をいたします。

参考資料、新旧対照表をごらんください。

改正の内容は、法律名を新しい法律名に置きかえるもので、上段、那珂川町障害者自立支

援法施行条例は、条例の名称及び第1条中の法律名、また、中段以降、那珂川町重度心身障害者医療費助成に関する条例は、第4条第2項中の法律名をそれぞれ障害者自立支援法から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律と改めるものです。

附則はこの条例の施行期日を定めるものです。

以上です。

議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号 那珂川町障害者自立支援法施行条例及び那珂川町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第19、議案第14号 那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第14号 那珂川町土砂等の埋立て等によ

る土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、民法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行うものであります。

内容の詳細については担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（鈴木和江君） 住民生活課長。

住民生活課長（手塚孝則君） 補足説明を申し上げます。

参考資料、新旧対照表をごらんください。

第1点目は、第5条第1項第1号への条文中、法定代理人の後ろに「（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）」を加えるもの。

第2点目が、4号中の文字の表記について、平仮名の入った「たい積」を漢字の「堆積」に改めるものであります。

なお、附則は施行日を定めたものであります。

以上で補足説明を終わります。

議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第14号 那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

散会の宣告

議長（鈴木和江君） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

ご起立願います。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時36分